

＼ 知って、使って /  
東京都立高等学校等

きゅうふがた しょうがくきん  
**給付型奨学金**

【簡易版】

返済の必要は  
ありません

学校行事や模試などに参加するお金を、  
皆さんに代わって東京都が負担します。

年収目安 約270万円未満の世帯

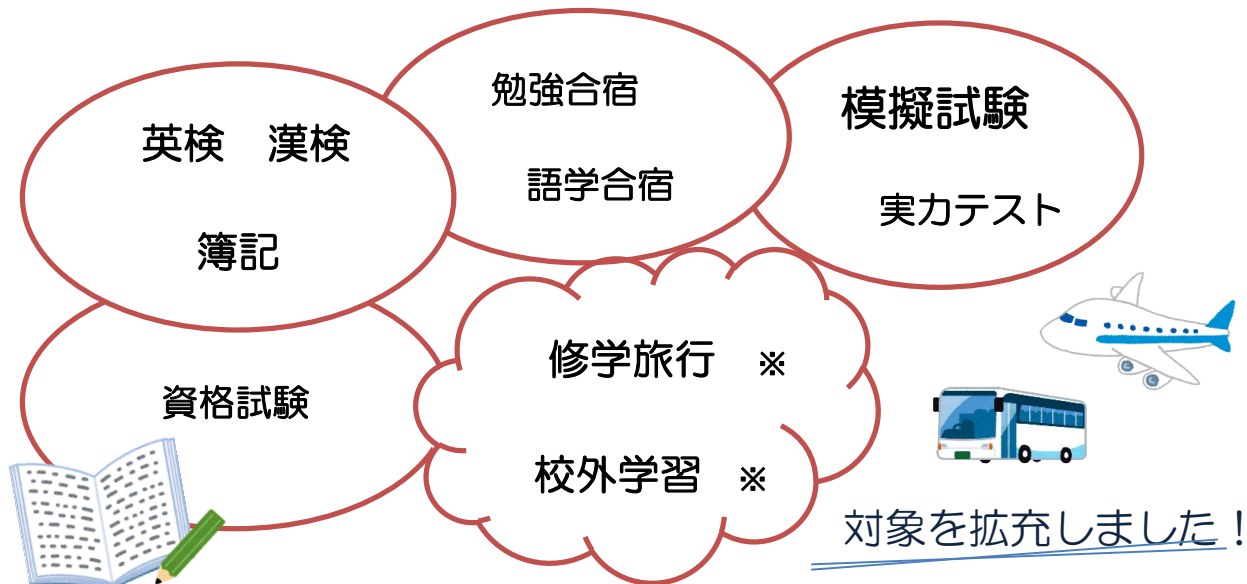
年間**5万円**まで

年収目安 約270万円～350万円の世帯

年間**3万円**まで

※ 対象世帯等の詳細は、東京都教育委員会HPをご覧ください。

次のような行事に使うことができます。



対象を拡充しました！

※経費ごとの個別上限額あり

上記はあくまで一例です。

自分の学校ではどのような経費が対象になっているか、確認してみましょう。



年間の上限額（5万円 or 3万円）まで、何度でも使えるんですね。

校外学習と、模試と…。  
せっかくだから、英検にも挑戦してみようかな…！

申請・相談は、各学校の経営企画室まで

▶ 対象世帯等、制度の詳細は東京都教育委員会HPでもご案内しています。



## 申請・利用方法

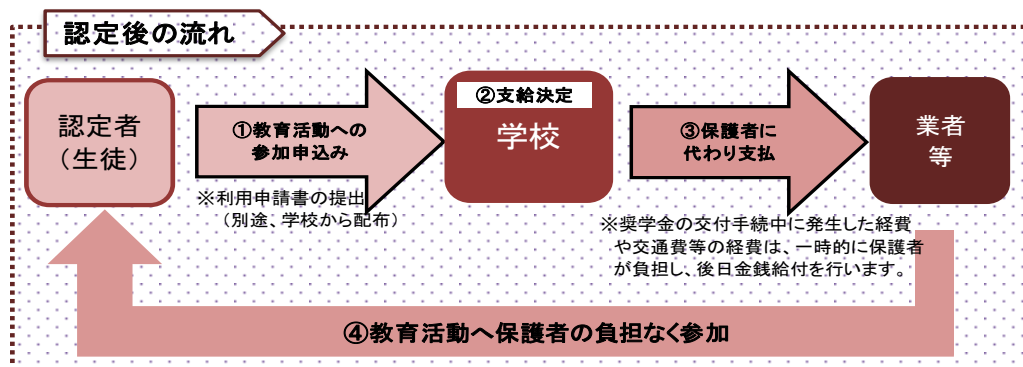
### これから受給申請をしたい方は…

- 毎年度、申請が必要です。
  - 原則として、在校生は3月、新入生は4月に申請を行います。その後も年間を通じて、申請が可能です。  
ただし、利用できる期間は申請日からとなりますので、遡って認定、受給することはできません。
  - 受給申請に当たっては、経営企画室からの案内に沿って、必要書類を提出してください。  
(申請書、生活保護受給証明書等)
- …申請の方法が分からない場合には、お通りの学校の経営企画室へご相談ください。



### すでに受給申請を行い、認定を受けている (=「受給資格認定決定通知」をもっている) 方は…

- ご自身の受給限度額(5万円または3万円)まで、ご希望の教育活動(検定、模試、校外学習等)に、保護者の負担なく参加することができます。  
(別途、利用申請書の提出が必要となります。)
- 受給限度額(認定額)は、「受給資格認定決定通知」でご確認いただけます。



### 家計急変により対象となる方は…

- 失職・倒産・傷病等の家計急変により保護者の収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たす場合には、家計急変世帯として給付型奨学金を受給できる場合があります。

制度の詳細は、別途お配りしている「東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」または東京都教育委員会HPをご覧ください。



提出先及び  
問合せ先

生徒が在学している学校の経営企画室

制度に関する  
問合せ先

〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎北側15階  
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当  
☎ 03(5320)7862 (平日9:00~17:45)

東京都教育委員会